

始良市水道事業管理告示第3号

始良市上下水道事業の業務に係る指定公金事務取扱者の指定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和8年2月2日

始良市長 湯元 敏浩



- 1 委託先の名称
株式会社 電算システム
- 2 事務所の所在地
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
 - (1) 始良市給水条例第27条に規定する水道料金（始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）第34条第7号に規定する督促手数料（以下「督促手数料」という。）を含む。）
 - (2) 始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例（平成22年始良市条例第180号）第15条に規定する使用料（督促手数料を含む。）
 - (3) 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第145号）第10条に規定する使用料（督促手数料を含む。）
- 4 指定をした日
令和8年2月2日
- 5 委託をした日
令和8年2月2日